

PRTR 未届出事業者の把握を勧告 総務省行政評価



総務省は「化学物質排出把握管理促進（PRTR）法」に基づく、化学物質の排出抑制・管理制度に関する行政評価・監視結果をまとめ、この結果に基づく改善勧告を平成 17 年 5 月 2 日付けで厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省に対して行いました。

今回の行政評価・監視は、(1)化学物質の排出量届出（PRTR）制度、(2)化学物質の性状取扱情報（MSDS）提供制度、(3)化学物質の管理指針に基づく化学物質の自主管理、について現状を調査し分析したものです。このうち(1)については、独自調査で 14 年度の届出を行っていなかった 94 事業者を抽出。うち 14・15 年度とも届出義務があった 53 事業者中、38 事業者が 15 年度にも届出を行っていませんでした。(2)については MSDS の提供が必要な 112 事業者と MSDS の提供を受けるべき 265 事業者を調査した結果、前者について「提供しなかったことがある事業者」が 13%、後者で「提供されなかったことがある事業者」が 20%にのぼりました。(3)については化学物質の管理指針の策定が必要な 219 事業所中、策定していない事業者が 55%あったことを指摘しました。

これらの結果を踏まえた改善勧告としては、見届け事業者の把握と届出の励行、MSDS 提供に関する啓発活動や提供しない事業者への措置実施、管理指針策定の必要性についての周知が必要だとしています。

資料:2005 年 5 月 2 日付 EIC ネット

機器分析箇所 金子圭介

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

